

議第36号

三島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 退職管理の状況

第3条第4号中「懲戒」を「懲戒処分」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士